

■■■ 結核定期健康診断の実施・報告をお願いします ■■■

結核について

結核は、死亡率・罹患率が低下していますが、現在も日本全体では毎年約1万6千人、福島県においては約180人の患者が新たに発生している状況です。

結核は、現在**治療法が確立**されており完治可能な疾患です。また、**早く見つけることができれば、他者に感染させる可能性が低くなります。**

定期的に結核定期健康診断を実施することにより、結核の早期発見・早期治療につなげていきましょう。

結核定期健康診断について

1 根拠法令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

■第53条の2 実施義務者は、毎年、結核定期健康診断を行うこと

■第53条の7 健康診断実施状況を報告すること

※実施義務者などについては、裏面をご覧ください

2 検査項目

■胸部エックス線検査（間接撮影 または 直接撮影）

※間接撮影：検診車等で撮影

■喀痰検査（必要がある場合に実施）

※直接撮影：病院や診療所で撮影

3 報告期限

健康診断実施後、速やかに報告書の提出をお願いいたします。

最終報告期限：年度末 ※健診実施時期により年度末に報告ができない場合は、あらかじめ管轄する保健所まで電話連絡願います。

4 報告及び問い合わせ先

保健所名	電話番号	FAX 番号
県北保健所 感染症予防チーム	024-534-4113	024-534-4162
県中保健所 感染症予防チーム	0248-75-7818	0248-75-7825
県南保健所 感染症予防チーム	0248-22-6405	0248-23-1252
会津保健所 感染症予防チーム	0242-29-5512	0242-29-5513
南会津保健所 医療薬事課	0241-63-0306	0241-63-0310
相双保健所 感染症予防チーム	0244-26-1329	0244-26-1332
福島市保健所 健康推進課	024-572-3152	024-525-5701
郡山市保健所 地域保健課	024-924-2163	024-934-2960
いわき市保健所 総務課	0246-27-8595	0246-27-8600

5 実施義務者及び対象者

実施義務者	対 象	定期及び回数	報告様式
(1) 事業者	①学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)において業務に従事する者 ②病院、診療所、助産所、介護老人保健施設において業務に従事する者	毎年度 1回	様式 第 1-1 号
(2) 学校の長	①大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(修学年数が 1 年未満のものを除く。)の学生又は生徒	入学した年度に 1 回	様式 第 1-2 号
(3) 施設の長	①刑事施設に収容されている者 ②生活保護法に規定されている施設 救護施設 更正施設 等 ③老人福祉法に規定されている施設 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ④障害者総合支援法に規定されている施設 障害者支援施設 等 ⑤売春防止法に規定されている施設 婦人保護施設	20 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回 ■②～⑤に入所している者 ・65 歳に達する日に属する年度以降において毎年度 1 回 ■②～⑤に従事する者 ・毎年度 1 回	様式 第 1-3 号
(4) 市町村長	①(1)～(3)の対象者以外の者(市町村長が定期の健康診断の必要ないと認める者を除く) ②市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回 市町村が定める定期	様式 第 1-4 号

健康診断を受けて**精密検査が必要**とされた場合は、

必ず精密検査を受診しましょう！！